（別紙）

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の概要欄に記載された内容は、基本的にいただいた御意見を基に抜粋・整理したものですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	戸籍法改定を取り消すべきだ。 外国籍であっても、元々住所等は記載・把握してあり全く問題無かったはずだ。 行政上の必要性のある現住所ではなく、出自を記載させる事に意味があるとは思えない。 人種・ルーツによる差別であり、人権を侵害するものである。 当改定案についても取り消しを求める。	これまで浄化槽管理士免状の申請手続等において、浄化槽法施行規則に基づき本籍を記載していたところ、今回の改正は本籍に加え、国籍及び一定の地域の記載をすることとするものです。 戸籍法については、今回の意見・情報募集の範囲に含まれておりませんので、同法に係る御意見につきましてはお答えを差し控えます。
2	国籍を書かせる事に、何の意味があるのか。 「外国籍だから問題だ」として把握をしたいのなら、既にその時点で人種差別だろう。 これまで、国籍を書かせない事で、何か問題があったのか。 日本国籍であれば安心、というわけではないだろう。 一体どの様な根拠・事実に基づいて、この様な差別的な事をするのか、明確に示すべきである。 出来ないのなら、この法案および戸籍法改正は 撤回すべきだ。	
3	行政上は 現住所だけで十分の筈なのに外国人にだけわざわざ出自を書かせるのは差別です。何故このままで問題ないかのように書かれているのでしょうか。ヘイト政策を国が進めるなんて異常です。止めてください。	
4	第十五条第一号中の、「本籍」から開かれた括弧に対応する閉じ括弧が存在しておらず、「本籍」が何を意味するのか明確にされていないため、直ちに意見照会をかけ直した方がよいのではないか。 なお、環境省内でこのような誤りを検知できないのであれば、省令は閣議の対象ではないため審査対象ではないことは承知しているが、内閣法制局に確認してもらった方がよいのではないか。	御意見を踏まえ、修正いたしました。
5	1. 旧様式の「取り繕い方」に関する具体的なガイドラインの公開 現状の課題：意見募集対象の附則第 3 項（経過措置）では、旧様式の用紙を「当分の間、これを取り繕って使用することができる」とされていますが、具体的な修正方法が示されていません。 容易にできる改善点：環境省のウェブサイトや申請窓口において、「旧様式を用いた修正・記入例(見本)」を PDF 等で 1 枚公開することです。 例えば、「本籍」の欄に二重線を引き、どのように国籍や地域を追記すればよいのかを視覚的に示すだけで、申請者の迷いや窓口での差し戻しを大幅に減らすことができます。 2. 新たに記入が必要となる「国籍等」の具体的な記載例の明示 現状の課題：各様式の備考欄には「その国籍等を記載すること」と追加されていますが、「地域を含めた国籍等」を具体的にどのような表記(文字列)で書けば公的に正しいとされるのかが、申請者にとって分かりにくい可能性があります。 容易にできる改善点：申請書のダウンロードページや Q&A コーナーに、「国籍等の記載パターン例」を掲載することです。 戸籍法施行規則の改正に準拠した具体的な地域名の書き方のサンプル(例:「○○国(○○地域)」など)をあらかじめ提示しておくことで、記入ミスによる再提出の手間を容易に防げます。 3. 今後の運用に向けた多言語ガイダンス(多言語リーフレット)の作成 現状の課題：今回の意見募集や手続きの案内は日本語のみで行われており、実際に影響を受ける日本国籍を有しない申請者への情報到達に課題があります。 容易にできる改善点：パブリックコメントの手続き自体を変更するのは難しくても、今後の施行・運用に向けて、英語やその他主要言語による「申請ガイド(簡易リーフレット)」をウェブ上に用意することです。 改正の要点(国籍や地域の記載が必要になったこと)と、新しい様式の書き方だけをまとめた数ページの外国語ガイダンスであれば、行政側のリソースをそれほど割かずに作成・公開が可能です。	いただいた御意見につきましては、関係する事業者等とも共有しつつ、今後の施策の参考とさせていただきます。

6	様式第二号から様式第五号までの改正箇所がわかりにくいと思います。 例えば、様式の改正では、新旧対照表を用いる場合には改め文に「傍線を付し又は破線で囲んだ部分」と記載し様式中の改正箇所を破線で囲むか、本則の表の次に「様式を次のように改める」との改め文及び改正後の様式を記載する例が多いと思います。 本件省令の場合には、新旧対照表を用いるときは、改め文のうち「傍線を付した部分」を「傍線を付し又は破線で囲んだ部分」とし、様式第二号、様式第四号及び様式第五号にあっては備考欄を、様式第三号にあっては本籍の行をそれぞれ破線で囲むか本則の表から様式の改正を削り、同表の次に「様式第二号から様式第五号までを次のように改める」との改め文及び改正後の様式第二号から様式第五号までを記載するかいずれかに変更することをご検討いただけますでしょうか。	御意見を踏まえ、各様式の改正箇所に傍線を追記しました。

（他に本件とは関係ない御意見が２件ありました。）